

ねんきん通信

平成24年度の国民年金保険料は月額14,980円です

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成24年度は前年度より40円引き下げられた月額14,980円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。なお、保険料は2年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

有利な前納割引制度

◎現金払いの前納

保険料の前納は、原則として、1年または6ヶ月間を単位として行うものとされていますが、現金払いの前納の場合には、1年または6ヶ月間を単位とせず任意の月からその年度末の3月分までの保険料を前納することもできます。

なお、保険料の一部免除を受けている人も、保険料を前納することができます。この場合は、免除されていない保険料（たとえば4分の1免除であれば、免除を受けていない4分の3の保険料）について、1年分、6ヶ月分、任意の月分から年度末までの分を前納することになります。

平成24年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、 $14,980円 \times 12月 = 179,760円$ になりますが、これを現金払いで1年度分前納すると、 $3,190円$ の割引となり、 $179,760円 - 3,190円 = 176,570円$ となります。

また、6ヶ月分の保険料を現金払いで前納すると730円の割引となり、1年度分の保険料を現金払いで6ヶ月分ずつ前納すると、 $179,760円 - 730円 \times 2 = 178,300円$ となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けることができます。

現金払いによる保険料の前納のうち、1年前納および4月～9月分の6ヶ月前納の申込みの締切日は、4月1日から5月1日までとなっています。

◎口座振替による前納

口座振替による保険料の前納には、1年または半年間を単位として行うものがあります。

口座振替で1年度分の保険料を前納すると現金払いでの前納の場合よりもさらに割引きされ、年間で3,770円の割引となります。また、6ヶ月分の保険料を口座振替で前納した場合の年間割引額は、 $1,020円 \times 2 = 2,040円$ となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち1年前納および4月～9月分の6ヶ月前納の申込みの締切日は、2月末日までとなっています。（本年度分の受付は終了しております）

◎口座振替の早割

保険料の前納には、現金払いによる前納と口座振替による前納のほかに、口座振替の早割があります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末に引落としとなりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が納付期限より1か月早く口座振替され、毎月の保険料が当月中に引落とされます。

口座振替の早割では、年間で600円、月額で50円の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

◎前納保険料の還付

保険料を前納した期間については、その前納した月が経過するごとに、それぞれの月分の保険料が納付されたものとみなされ、その月は保険料納付済期間として扱われることとなります。

また、保険料を前納した期間が経過しないうちに被保険者の資格を喪失した場合や第1号被保険者が第2号被保険者または第3号被保険者になった場合には、その未経過分の期間の前納された保険料は還付されません。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。